

フランス消費法典（内閣府仮訳）＜抜粋：製品およびサービスの適合性および安全性＞  
（Code de la Consommation 第2巻第1編、第2編）

2009年1月1日改正版

## 第2巻 製品およびサービスの適合性および安全性

### 第1編 適合性

#### 第2章 適合性全般

##### 第L212 - 1条

最初に市場に出荷した時から、製品は、人の安全と健康、商品取引への忠誠、また消費者保護に関連する現行規定に対応しなければならない。

製品を市場に出荷した責任者は、現行規定に適合していることを確認する義務がある。

本巻を適用するため適切な当局の要請により、その者は、実施された検査と取締りを証明する義務がある。

#### 第3章 不正と偽造

##### 第1節 詐欺

##### 第L213 - 1条

契約当事者であるかないかに関わらず、何らかの手段あるいは方法により（第三者の仲介者によるものも含む）、契約当事者に対する以下に関する詐欺、または詐欺を試みる者はだれでも、2年以下の懲役と37,500ユーロ以下の罰金、またはそのうちの1つが科される。

1° 全ての商品の主な実益における性質、種類、産地、物質的品質、成分、含有量に対して。

2° 配送された物品の量に関して、または契約の対象である特定物以外の商品の配送に関して。

3° 用途の適性、製品の使用に内属する危険性、実施された検査、使用法、注意事項に関して。

## **第 L 213 - 2 条**

以下の場合において、第 L 213 - 1 条に記載された 2 倍の刑が科せられる。

1° 本条で扱う犯罪が発生し、その結果、その商品の使用により人と動物の健康に危険をもたらす場合。

2° 第 L 213 - 1 条で扱う犯罪または犯罪の試みが行われた場合。

a) 実質の伴わない、または正確でない計量器、計測器、他の道具の使用によって。

b) 調合、分量、寸法の分析操作を歪める傾向のある、または操作前でも商品の成分、重量、容量を不正に修正する傾向のある操作、あるいは手順の使用によって。

c) 事前のまたは正確な操作を信用させるような記載によって。

## **第 L 213 - 2 - 1 条**

欧州議会及び理事会規則、(n°178/2002) 2002 年 1 月 28 日、第 12 条の規定を守らず、EU 共同体以外の第三国に対して、健康に害を及ぼす食品または危険な動物用の食品を輸出する行為は、4 年の懲役と罰金 75,000 ユーロの刑に科せられる。

## **第 2 節 偽造と関連した犯罪**

### **第 L 213 - 3 条**

以下の場合、第 L 213 - 1 条によって刑罰を科す。

1° 販売目的での人や動物用の食品に薬効のある物質、飲料、農産物または天然産物を使用し偽造した者。

2° 偽造された、腐敗した、有害な人や動物用の食品に、薬効のある物質、飲料、農産物または天然産物を使用し食品を展示、出品、販売した者。

3° 偽造された薬効のある物質を展示、市場に出荷、または販売した者。

4° 食品の偽造が行われた製品、品物、適切な器具の用途を知らず、人や動物用の食品、

飲料、農産物または天然産物を利用しながら展示、市場に出荷、または販売した者およびその使用法を小冊子、案内状、チラシ、掲示、広告などの説明書によって偽った者。

偽造されたまたは腐敗成分、または薬効のある偽造された物質が、人または動物の健康に害を与えた場合、4年の懲役と75,000ユーロの罰金。

この刑は、購入者または消費者が偽造により健康に害を及ぼすと知悉していた場合においても適用される。

本条の措置は、生鮮果物と生鮮野菜、発酵した野菜、または腐敗した野菜には適用されない。

#### **第 L 213 - 4 条**

生産、製造、包装、保管、販売の全ての場所、または輸送に使われた乗物の中、その肉あるいは製品が人 / 動物の食用となる動物の収容所あるいは屠殺場において、下記のものを正当な理由なく保持していた者は、4,500ユーロの罰金と3ヶ月以下の懲役、またはその2つの刑のうちのどちらかに処する。(刑事罰)

1° 商品の計量または計測に使用された不正確な計量器 / 計測器、または他の器具。

2° 偽装された、腐敗した、または有害である、人または動物用の食品、飲料、または天然産物。

3° 偽装された薬効のある物質。

4° 人または動物用の食品、飲料、または天然産物を使用しながら食品の偽装を実施する為の製品、物品または器具。

偽装されたまたは腐敗した食品の物質または偽装された薬効のある物質が、人や動物の健康に害を及ぼす場合、懲役は2年、37,500ユーロの罰金。

本条の措置は、生鮮果物と生鮮野菜、発酵した野菜、または腐敗した野菜には適用されない。

現行の法律と規定により、制限された量のみの使用が認められている物質の割合と構成成

分の記載がラベルに表示されていない（飲料の調理、保存に向けられた）製品の全ての販売者または所持者は、第 L 214 - 2 条に記載された刑に処される。

### 第 3 節 法的再犯

本編の第 2 章から第 6 章、または以下に列挙した文章が適用する有罪判決(軽罪)が宣告され、刑が確定した後の 5 年以内に、現法の第 2 章から第 7 章、または以下に列挙した文章が適用する新たな罪を犯す者は、法的な再犯とみなされる。

公衆衛生法典、第 5 巻の第 1 編の第 L 141 条、第 L 142 条、第 L 144 条、第 1 章および第 4 章、第 2 編の第 2 章および第 3 章、第 3 編の第 1 章および第 8 章。

労働法典、第 2 巻の第 3 編の第 1 章の第 L 231 - 6 条および第 L 231 - 7 条、第 6 編の第 3 章の第 L 263 - 2 条。

消費法典、本編の第 7 章、第 1 巻の第 1 編の第 5 章の第 1 節、第 1 巻の第 2 編の第 1 章の第 1 節、および第 L 115-30 条。

ワインに関する法（1889 年 8 月 14 日付法）

ワインの販売の不正を抑制する法（1891 年 7 月 11 日付法）

ワインの販売で起こる不正に関する法（1894 年 7 月 24 日付法）

模造ワインの製造、流通、および販売に関する法（1897 年 4 月 6 日付法）

農地法の第 L 253-12 条と第 L 253 - 13 条

外国製の不正なイワシの缶詰、野菜、プルーンの保護に関する法（1906 年 7 月 11 日付法）1913 年 6 月 28 日の法により、その規定がフランスに流入する全ての外国産の魚の缶詰に適用できるようになった。

ワインの加糖の規制法（1929 年 8 月 4 日付法）

ワインに関する法（1930 年 1 月 1 日付法）

商品の虚実を抑制する法（1930年3月26日付法）

テレピン油と植物樹脂に由来する製品の取引の不正を抑制する法（1931年12月30日付法）

果物と野菜の通商に対する誠実さの保証と虫食いのある果物の販売抑制法（1934年6月29日付法）

パスタの製造規定の修正法（1934年7月3日付法）

乳製品と樹脂の市場の組織化と健全化についての法（1935年7月2日付法）

- 皮と皮の加工製品の法的定義と保護、および皮と加工された革製品の取引における不正の抑制法（1936年6月25日付法）

べっ甲、または象牙の品物の不正抑制法（1939年4月21日付法）

動物用食品の取引の規則に関する法（1940年2月3日付法）

第 L 253 - 1 条から第 L 253 - 11 条と第 L 253-14 条から第 L 253 - 第 17 条、農地法

n°60-808 農業の動向についての法（1960年8月5日付法）

知的財産法の第 L 711 - 1 条と以下の条項

n°71 - 383 樹脂の改良に関する法（1971年5月22日付法）

n°73 - 1097 ワインの産地、名称についての法（1973年12月12日付法）

第 L 255 - 1 条から第 L 255 - 11 条、農地法

第 L 645 - 1 条と第 L 671 - 7 条、農地法

## **第 L213 - 6 条**

法人は、刑法第 L 213 条の第一段落から第 L 213 - 4 条で定義した違反において、第 121

- 2条に記載された条件で刑事的責任を取らせることが出来る。

法人に科せられる刑罰は、

1° 罰金、刑法第 131-38 条に記載された方法で

2° 刑法第 131 - 39 条の 2° から 9° まで

刑法第 131-39 条 2° に記載された禁止は、違犯が行われた営業中の活動と営業時を対象とする。

#### **第 4 章 適用措置**

##### **第 L214 - 1 条**

本編の第 2 章から第 6 章、特に以下に関する事項についての執行を保証するために取られるべき措置に関しては、国务院の政令により決定される。

1° 第 2 章から第 6 章で扱ったすべての動物由来製品とそれらを含む製品、動物用の動物由来飼料と動物用の動物由来製品以外の製造と輸入、販売、出品、展示、保管、流通。

2° 陳列方法、または商品自体に関する全ての種類の記載、包装、領収書、商業書類、または販売促進の為のとりわけ製造方法、品質、栄養品質、調合。食品では、栄養成分表、主な有益ものの含有量、種、産地、素性、量、適切な使用法、説明書、および外国に輸出されるフランスの商品に添えられる任意または強制の印。

3° 定義、成分、あらゆる種類の商品名称、商品を対象とする合法的な取り扱い、消費を不適切にさせる特徴。

4° 混乱を避けるための用語の使用方法与広告表現の定義と条件。

5° 動物由来の製品、動物由来製品が含まれる食品、動物用の動物由来飼料、動物由来製品を含む動物用飼料を除いた、動物 / 人用の製品と食料品の製造、加工、流通、輸入、輸出の全ての段階における食品部門と動物用飼料部門の経営者が遵守しなければならない衛生規則。

6° 動物由来の製品、動物由来製品が含まれる食品、動物用の動物由来飼料、動物由来製品を含む動物用飼料を除いた、動物 / 人用の製品と食料品が調理される、保存される、販売あるいは無料提供の目的で保持される、売りに出される、販売される、提供される、輸送される条件の規定、および調理、保存、販売あるいは無料提供目的での保持、売り出し、販売、無料提供、輸送に必要な備品が対応する特質の規定。

7° 動物由来の製品、動物由来製品が含まれる食品、動物用の動物由来飼料、動物由来製品を含む動物用飼料を除いた、動物 / 人用の製品と商品の衛生学的、微生物学的特徴を規定する条件。

8° ラベル、広告、宣伝、商業文書上の、第 L 213 - 4 条の最終段落が意味する表示が消費者に通知しなければならない用品の条件。

本条で扱った政令は、政令が安全局の管轄分野に該当する場合、政令が衛生または栄養の危険性の警告を目的とする規定を含む場合、フランス食品衛生安全局の見解のもとに取られた。これらの見解は公表されている。

9° 商品のトレーサビリティ

## **第 L214 - 2 条**

第 213 - 1 条から第 213 - 4 条までと第 214 - 1 条 ( 7° ) の名において規定された不正行為または偽造による違反とは混同されるものではない、第 214 - 1 条、第 215 - 1 条の最終段落、第 215 - 4 条に規定された国務院政令に違反することは、第三等級の違反刑に処せられる。

不正行為または偽造を行なった、または最終的に不正または偽造された製品の売買または販売を行なった者は誰でも、進行中の刑事捜査の結果を待つことなく、同様の刑を科せられる。ただし、軽罪裁判所による起訴の権利を害することのないものとする。

## **第 L214 - 3 条**

EU 規則が第 2 章と第 6 章の適用領域に入る時、それらを修正し、また適用する国務院の政令が、EU 規則と同様にその規定が第 214 - 1 条、第 215 - 1 条の最終段落、および第 215 - 4 条で取り扱った実行の措置からなることを確認する。

## 第5章 検査の権限

### 第1節 管轄権限

#### 第215 - 1条

I 本巻における違反の検査と確認の任務を実行するのに以下の者が適任である。

1° 競争・消費・詐欺防止総局、税関総局、税務総局などの官吏。

2° 労働監査官。

3° 農村法 第231 - 2条と1°から7°まで第251 - 18条で叙述された官吏。

4° 公衆衛生の医師監査官、公衆衛生の薬剤監査官吏。

5° 国立海洋開発研究所の官吏。

6° 産業省および産業、研究、環境を担当する地方総局の計測公局と官吏。

7° 農業大臣から指名され承認と認可を受けた官吏。

8° 財務法 第65条(1912年2月27日)政令、第3条(1938年6月14日)により委任され承認を受けた官吏。

9° 海上局管理者、海上局監査官、航海安全局の専門技師、海上局の管理職員と技術職員、海上局検査官、船員組合、海上における救援および保安乗船員、漁業設備の検査技師

10° 公衆衛生法典 第1312 - 1条で言及している官吏。

11° 環境法 第514 - 13条で言及している官吏。

12° 郵便および通信法規第40条で言及している官吏。

II さらに刑事訴訟法の範囲内の効力で司法警察がIで言及した違犯の確認と捜査の権限がある。

国務院によって、第 2 章から第 6 章までの違反の検査の確認に関して、当局に対して様々な行政機関および輸送会社における情報要素の収集のための権限を定める。

#### **第 215 - 1 - 1 条**

競争・消費・詐欺防止総局の官吏は、本法、第 2 巻との関連で、国の領土全域においてその権限を行使する。

#### **第 215 - 1 - 2 条**

第 215 条 - 1 条で言及した官吏は、同様に本章で扱った条件内において、違犯検査の確認資格がある。

1° 適用される措置は、農村法、第 231 - 1 条の II、第 231 - 5 条、第 231 - 6 条、第 236 - 1 条、第 236 - 2 条、第 236 - 4、ただし、一次産品および家畜の屠殺に関する条文を除いたもの。

2° 下記の規則に関するおよび改正または適用を予定する E U 規制に関する措置

E U 規則(n°178 /2002 )欧州議会と理事会 2002 年 1 月 28 日  
食品に関する基本原則と一般規定を制定しながら、食品安全局の設立、食品の安全に関する手続きを決定。

E U 規則(n°852 / 2004 )欧州議会と理事会 2004 年 4 月 29 日  
食品の衛生に関する規制。ただし、一次産品および家畜の屠殺を除く。

E U 規則(n°853 /2004 )欧州議会と理事会 2004 年 4 月 29 日、  
動物由来食品に適用される特定の衛生規制の決定。ただし、一次産品および家畜の屠殺を除く。

E U 規則(n°882 /2004 )欧州議会と理事会 2004 年 4 月 29 日、修正  
食品と動物用食品に対する法および動物の健康と飼育環境に係る措置の順守を保証するための公式な検査に関する。ただし、一次産品および家畜の屠殺の適用措置を除く。

E U 規則(n°183 /2005 )欧州議会と理事会 2005 年 1 月 12 日

動物用飼料の栄養素材に関する要求を制定。ただし、一次産品に適用される措置を除く。

#### **第 215 - 2 - 1 条**

E U規則(n°882 /2004 )欧州議会と理事会、2004 年 4 月 29 日で第 10 条の適用、第 215 - 1 条で言及した官吏は、危険とそれを抑制する為の臨界点分析システムについての衛生上の適切な実践状況を検査するため、本巻に規定された検査権限を有する。

#### **第 215 - 2 - 2 条**

第 215 - 1 条に言及された官吏は、食品と動物用の飼料が E U規則(n°882 /2004 )欧州議会と理事会 2004 年 4 月 29 日、食品と動物用の飼料に対しての法的遵守と動物の健康と飼育環境に係る措置を実施する公式検査とに関する規則、第 15 条 3° が言及する同条 3 の b で記載した免税地域および保管倉庫に位置する時、動物用の飼料と動物に由来しない食品が税関手続きに入る前のフランス国内での陸揚げ時点での本章に叙述した検査の権限を規定している。これらの官吏は、同様に本規則第 19 条から第 21 条で定義した検査の継続措置権限を有する。

#### **第 215 - 2 - 3 条**

第 215 - 1 条の 8° で言及した競争・消費・詐欺防止総局の官吏および第 215 - 1 条で言及している官吏は、E U規則(n°2200 /96)、E U規則(n°2201 /96)、E U規則(n°1182/2007)、果物と野菜部門委員会規則の適用方法を定める E U規則(n°1580 /2007)、委員会、2007 年 12 月 21 日の規則で定めた果物と野菜の商品規準遵守に関する検査を実施する為の本巻で定めた捜査権限を自由に使うことが出来る。これらの官吏は、同様にこの規則第 20 条で定義した検査の継続措置権限を有する。

### **第 2 節 捜査と検証**

#### **第 215 - 3 条**

本巻における違反の捜査と検証のために、官吏は、午前 8 時から午後 8 時までの間に、公道または、業務上で使用されている場所、および役務の提供の行われたている場所に立ち入り、上記の用途で使用された乗物の積荷とその保存の条件について検査を行うことが出来る。

上記の者は同様に、上記以外の時間において、公共に開放されている場合、またはその中で製造、生産、加工、包装、輸送、または流通活動を営んでいる場合、立ち入ることが出来る。

それらの場所が、同様に住居として使用されている場合、居住者が反対するならば、その地域を管轄する大審裁判所の釈放・拘留を採決する裁判官の許可を得た上、上記の捜査は、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、行使できる。これらの官吏は、現場での案内を求めることができ、その検証のための任務遂行を進めるためにおよび不可欠な措置として、その手段または媒体を問わず、適切な、あらゆる種類の書類の複写または押収を行なうことができる。

情報処理技術を活用した捜査活動として、その任務の遂行を容易にするために、ソフトウェアおよび保存されたデータベースにより、暗号化されていない情報の復元にアクセスができる。また、捜査の必要がある場合は、直ちに利用できる方法で書類の転記を求めることができる。また、書類を抜粋することもでき、このような情報を現場において、または持ち帰り、捜査に必要な証拠として収集できる。

上記の官吏は、同様に行政機関、国の管理下に置かれた施設または組織、地域の団体、または国、地域、県、市町村庁によって認可された企業や業務など、任務遂行のために必要なあらゆる種類の書類を閲覧出来る。

#### **第 L215 - 3 条 - 1**

第 215 - 1 条に叙述された官吏は、製品の法規遵守または安全性に関する分析資料については、それぞれの任務の遂行を通じて保有または取得した情報および書類を任意に連絡し合うことができる。

EC 規則、2002 年 1 月 28 日付即時警告システムに関する規則、第 50 条の措置の権利を害することなく、これらの情報と書類は、取引の監視を行なう任務の遂行における、食品または動物用飼料の安全に関する一般義務および規則適用についての製品がこれを順守しているかの検査のために、EU 委員会宛にまたは EU 加盟国の中で管轄権を有する国宛に提出することができる。

#### **第 L215 - 3 条 - 2**

国の部局または施設機関およびその他の公共団体は、競争・消費・詐欺防止総局の官吏および司法警察の吏員と官吏が有する偽造行為の取締活動に役立つ情報および書類について、そのすべての提供を受けるものとする。ただし、EC 規則 (n°1/2003) 理事会、2002 年 12 月 16 日、第 81 条および第 82 条の条約による競争規則の利用に関する規定または EU 規則

に基づく収集または交換によるものを除く。

競争・消費・詐欺防止総局の官吏、税関間接税総局員、および司法警察官吏は、偽造行為の取締活動の任務を通じて保有または集収した全ての情報および書類を任意に提出することができる。

#### **第 L215 - 4 条**

国務院の政令によって以下に関する取るべき措置を規定する。

1° 第 L215 - 3 条の最初の段で言及した場所において、嫌疑の対象となった商品についての業者とは異なる判定を実施するとともに、見本の集収、押収作業に定められた手続き。

2° 確立すべきまたは確認すべき製品の属性成分、構成成分、有効成分の含有量の分析方法または実験方法。

### **第 3 節 緊急措置**

#### **第 L215 - 5 条**

偽造行為が現行犯の場合または以下の場合には、公道と第 L 215 - 3 条の最初の段落で言及した場所で、押収は司法当局の承認なしに実施することができる。

1° 偽造された、腐敗した、有害な製品。

2° 消費についての不適性が認められた製品、ただし、動物の器官的特徴または病理学的特徴に関連してのみ認めることのできる動物用の動物由来飼料とそれを含む飼料はもとより、動物由来食品、動物由来を含む食品は除く。

3° 第 L 213 - 3 条、および第 L 213 - 4 条で定めた事例において、偽造行為が可能な製品、物品、器具。

4° 現行法に適合していない、または消費者の健康と安全に危険をもたらす製品、物品、器具。

5° 業者マーク、団体マークまたは証書偽造された団体マーク。

押収は、その場での確認によって、または研究所における見本の分析または実験結果の確認後に実施できる。

官吏は、押収についての調書を作成する。押収された製品は、保持者の管理下におかれるが、これができない場合は、官吏によって指定された場所に保管させる。調書は、24 時間以内に大審院裁判所検事正宛に提出する。

官吏は、第 1° 項で言及した製品の破棄、殺菌、品質の変更を行うことができる。これらの作業は、押収の調査書に記録され、証明の証拠となる。

押収処置に従わない場合、3 年の懲役と 375,000 ユーロの罰金か、またはそのうちのどちらかの刑が科せられる。さらに、裁判所は、第 L 216 - 3 条で言及した措置を命令することができる。

税務に対する違反行為および第 2 章から第 6 章およびワインへの水の添加と加糖の濫用予防を目的とした 1907 年 6 月 29 日付法の規定に対する違反行為を同時に構成する行為について、その事実確認と起訴のためにその後に進められる税務当局の手続き事項には何らの変更もない。

#### **第 L 215 - 7 条**

第 L 215 - 3 条に記載されている全ての場所、および公道において本巻に述べた違反行為を検査または確認を担当する管轄当局は、必要な検査結果が出るまで、以下については、これらを供託することができる。

1° 偽造行為のおそれ、腐敗、または有害であると嫌疑を掛けられた製品。

2° 消費の不適性が認められた製品、ただし、動物の器官的特徴または病理学的特徴に関連してのみ認めることのできる動物用の動物由来飼料とそれを含む飼料はもとより、動物由来食品、動物由来含む食品は除く。

3° 現行の法律および規則に適さず、消費者の健康と安全に危険をもたらす製品、物品または器具。

4° 業者マーク、団体マークまたは証書偽造された団体マークの表示された嫌疑を掛けられた製品。

供託された製品、物品、または器具は、その一時的所持者の監視下におかれる。

当局は、保留した製品、物品、または器具に言及する調書を作成する。この調書は、大審裁判所検事正宛に 24 時間以内に提出される。

この供託措置は、大審院裁判所検事正の許可なしに 1 ヶ月を越えることは出来ない。

供託措置の解除は、管轄当局または大審院裁判所検事正によって、いつでも命令することができる。

供託措置の非遵守は、第 L 213 - 1 条の定めた罰則が科せられる。

### **第 L 215 - 8 条**

管轄当局は、市場における商品の維持について商品取引の信義誠実の原則と消費者の利益に関して重大かつ緊急性が予想される場合、大審裁判所長またはその権限を委託された裁判官に対して、必要な検査を待機する間、第 2 章と第 6 章の措置またはその条文適用の非遵守の嫌疑を掛けられた商品は、第 L 213 - 4 条で列挙した全ての場所と公道において、供託の許可を求めることができる。

この供託は、係争中の商品保留の場所を管轄する大審裁判所長の承認がなければ、手続きができない。

裁判官は、第一段落で言及した当局の申請により提訴を受ける。同裁判官は、24 時間以内にこれを裁定する。

大審裁判所長は、委ねられた供託要請が根拠のあるものかどうかを検証する。すなわち、この措置を正当化できるすべての性質の情報要素がこの要請に含まれること。

供託措置は、15 日を超えることは出来ない。当該商品の検査に関して特別な困難がある場合は、大審裁判所長は、その理由を付した命令により、その措置を同一期間、更新することができる。

供託された商品は、その一時的所持者の監視下におかれる。

大審裁判所長は、いつでも保留措置の解除を命令できる。この解除命令は、あらゆる場合において有効である。また、管轄当局が供託された商品の法規遵守を確認した場合、また

はその商品の第一次市販場所または保留場所で法規遵守の責任義務順守を確認した場合にも解除する権限を有する。

#### **第4節 評価**

##### **第L215-9条**

本巻における違反行為の捜査と確認の範囲で行われた実験と検査結果が矛盾し、規則の非遵守が確認できない場合、見本の費用は、その時点の価格に基づき償還される。

##### **第L215-10条**

大審院裁判所検事正は、第L215-1条が適用される担当官の調書または報告書、研究所の報告書の結果として、必要な場合、先行した調査を受けて、これについての訴訟手続きを進める、または情報の公開を要すると判断した場合、状況に応じて、裁判所か予審裁判官に委託する。

評価が行われる場合、刑事訴訟法第156条から第169条の規定した方法と形式に基づき、後述の条件に従い、命令され、実行される。

##### **第L215-11条**

推定された偽造行為または不正行為が研究所の分析を要することになった場合、この偽造行為または不正行為の本人は、大審院裁判所検事正よる通知により、研究所の報告書についての通知を得ることができ、第L215-9条に定めた相対立した評価を同本人が主張する場合は、その通知受けてから3日の猶予期間内に、その所見を示すものとする。

##### **第L215-12条**

評価が要求された場合、または予審裁判機関または裁判によって評価を行なう旨の判断がなされた場合、2名の専門家が任命される。1名は予審裁判機関によって任命され、2名目は刑事訴訟法の第157条で定めた条件に従い、当事者が選択し、次いで予審裁判機関によって任命される。

例外として、当事者は、前述の第157条の第一段落で規定した一覧以外の専門家を選ぶことができる。選択は、予審裁判機関の同意を条件とする。

分析を行った研究所の所長は、たとえ、刑事訴訟法 第 157 条の第一段落で規定した一覧に記載されていなくても、第一段落と第二段落に定めた条件に従い、専門家として任命することができる。

専門家の任命について、その任命のための猶予期間は、予審裁判機関により当事者に対して与えられが、その場合でも、当事者がその任命権を明確に放棄した場合、その判断を予審裁判機関によって任命された専門家に任せることができる。

当事者がその権利を行使できる期間内に専門家を任命しない場合、専門家は、強制的に予審裁判機関によって任命される。

#### **第 L 215 - 13 条**

当事者によって選択された専門家は、予審裁判機関によって選択された専門家と同一期間および同一任務をもって、予審裁判機関により任命される。これらの専門家は、刑事訴訟法に定めた条件に基づき、同一の義務、権利、責任を持ち、および同一報酬を得る。

専門家は、研究所で使用される [ 単数または複数の ] 方法を使用し、同じ分析を進めなければならない。ただし、この場合でも、補足として他の方法も利用できる。

#### **第 L 215 - 14 条**

予審裁判機関は、刑事訴訟法第 163 条に従い、収集した 2 番目の見本を専門家に委ねる。特別な保存措置をとる場合、予審裁判機関は、見本の抜粋方法を規定する。

同様に、予審裁判機関は、専門家に対して見本の採取が行われた者の手元に、あらかじめ、元の状態で一週間供給することを命じる。当事者が前述の猶予期間にその見本を提出しない場合、その見本の状況要因は、考慮されない。

#### **第 L 215 - 14 - 1 条**

マイコトキシンを含む食品の捜査活動の際、裁判機関は、密封され、および刑事訴訟法第 163 条の措置に従って研究所に保存されていた見本を専門家に委託する。

#### **第 L 215 - 15 条**

その製品が急速に変質しやすい、またはその価値、性質および微量数量との理由から、支障をきたすことなしには3点の見本の採取対象となれない物品または商品の場合、大審院裁判所検事正または予審裁判機関は、当事者により選ばれた専門家を含めた専門家を直ちに任命し、専門家の緊急招集のためのあらゆる措置を講じる。検査は、専門家の鋭意努力を用いて最速で始められ、専門家は確認事項および事実について結論を出す。

#### **第 L 215 - 16 条**

刑事訴訟法 第 167 条の例外として、専門家が同意しない場合、または行政の研究所の報告書の結論を廃棄することに同意した場合、予審裁判機関は、その判断を下す前に、当事者の研究所所長自身はその専門家の一員である場合を除いて、この研究所に対して評価書を通知し、必要に応じては、その研究所自身の評価書の提出期日を設定する。

#### **第 L 215 - 17 条**

微生物的検査、または生物学的純粋性に関して、当事者が 1 名の専門家に任せると表明した場合を除いて、予審裁判官が採取された見本の鑑定に 2 名の専門家を任命する。

その専門家の第 1 番目として、管轄研究所の所長の中から選ばれる。

予審裁判官が任命した第 2 番目の専門家は、当事者から刑事訴訟法第 157 条の規定に関係した分野リストから選ばれた専門家またはその代理である。

これらの専門家は、見本が委託された研究所において共同で検査を行う。

予審裁判官は、採取とその後に行なわれる競争・消費・詐欺防止総局の官吏による評価のために、あらゆる措置を講じる。2 名の専門家の内、その 1 名が欠席した場合でも、相対立する手続きにともなう結果と同様、これによって検査の履行が妨げられるものではない。

### **第 6 章 共同の措置**

#### **第 L 216 - 1 条**

本巻は役務の提供に適用される。

#### **第 L 216 - 2 条**

販売者または所持者の所有物で、その販売、使用、保持が犯罪となる場合、商品、物品、器具は、没収することができる。模造または不正確な、重り、その他の計量、測定、分量測定の道具は、没収し、破棄しなければならない。

没収した商品、物品または器具が利用可能な場合、裁判所は、公益の施設に付与するために行政機関の自由処理にまかせることができる。

上記のものが利用不可または有害な場合、それらの商品、物品、器具は、有罪宣告を受けた者の費用で破棄される。

免訴または無罪判決となった場合、もし商品、物品、器具が人間や動物に対して危険性があると確認された時、裁判官は当局に対して、押収の遂行または破棄をさせ、あるいは適切な使用法を与える旨の命令を行なう。

#### **第 L 216 - 3 条**

裁判所は、あらゆる場合において、有罪判決に関して、その判決の全部または一部の公表を、同裁判所が指定した新聞紙面におよび同裁判所が定めた場所、とりわけ居住地、有罪宣告を受けた者の店舗、工場、および作業場の出入り口に掲示する旨を命令することができる。この公表に掛る費用は受刑者の費用であり、罰金最高額を越えないものとする。

掲示が命令されたとき、裁判所は掲示の大きさと印刷される際使用される活字を決める。

この場合において、および不正取締の目的で裁判所が刑罰として掲示を命ずることを認められているあらゆる場合において、同裁判所は、7日を超えない期間で、この掲示期間を定めることを要す。

有罪判決によって命じられた掲示について、削除、虚偽、全体的または部分的な破棄を行なった場合は、掲示に関係する判決の完全執行が新たに行われることになる。

掲示の削除、虚偽、全体的または部分的破棄が扇動教唆の目的で、有罪宣告を受けた者によってまたはその命令で任意に行なわれた場合、3,750 ユーロの罰金刑が科されることになる。

扇動教唆または受刑者の命令による任意的な掲示の削除、虚偽、全体的または部分的破棄を再犯した場合、1ヶ月の懲役と7,500 ユーロの罰金を受ける。

有罪宣告を受けた者の店舗の出入り口に掲示が命じられたとき、判決の執行は、掲示を命じた最初の判決後に行なわれた営業権の売買によって妨げられない。

#### **第 L 216 - 4 条**

第 2 章から第 6 章に従って行使された全ての提訴は、同一条文の名において継続され、終了されるものとする。

#### **第 L 216 - 5 条**

本巻およびその適用条文に対する違反で有罪と認められた者は、行政当局の要求により、違反の捜査と確認のための採取、輸送、分析または実験に掛った費用を弁済する。

本条の適用方法は、政令によってこれを定められる。

#### **第 L 216 - 6 条**

商品、食品、または農産物および自然製品の産地偽造行為、または虚偽行為を試みた場合、予審判事または裁判官は、帳簿、様々な経営関係書類、とりわけ間接税関係書類、または輸送業者関係書類の提示を命令することができる。

#### **第 L 216 - 7 条**

本巻とその適用条文に対する違反による提訴の原因となった商品の流通の停止は、提訴した予審裁判官または大審裁判所によって命令されることができる。

提訴に関わらず措置は執行される。解除は、書類の押収を命じ、押収を実行した裁判所によって与えられる。免訴または無罪の判決がなされた場合、措置は、その有効性が中断される。

解除の要求に基づき下された判決は、提訴した予審裁判官または大審裁判所による弾劾部または控訴院への上訴の対象ともなり得る。

弾劾部または控訴院は、差し戻しの決定を受けた日付から 1 ヶ月の猶予で決定する。弾劾部または控訴院がその期間内で決定しない場合、宣告された日から最大で 40 日の期限

で命令された措置は法律により、中断される。

#### **第 L 216 - 8 条**

第 L 213 - 1 条、第 L 213 - 2 条、第 L 213 - 3 条、第 L 213 - 4 条と第 L 214 - 1 (7°) 条の適用により、人間または動物の健康に危険または有害な不正行為または偽造行為に対して有罪宣告を行なった裁判所は、第 L 216 - 3 条に規定した掲示と発表に関して、有罪宣告を受けた者の費用で以下のことを命令することができる。

1° 第 L 121 - 4 条に規定した条件と刑罰についてのメッセージの配布、同判決の公表。

2° 違反を含んだ製品の没収と同じ条件における役務の提供の禁止。

3° 違反した製品または役務の売上高について、その全部または一部の没収。第 L 213 - 1 条から第 L 213 - 5 条で規定に対して違反の有罪宣告を受けた個人は、同様に補充刑として、刑法第 131 - 27 条に規定した条項に従って、違反を犯した活動の禁止、または公務の従事または事業活動または社会活動の禁止、または商業または製造分野での活動の禁止、または何らかの立場で、直接的または間接的かを問わず、独立で行なうかまたは他人の責任で行なうかを問わず、商社、製造会社または商事会社の指揮、管理、経営または検査を行なうことの禁止などの禁止刑を受ける。これらの活動の禁止は、併用して命じることができる。

#### **第 L 216 - 9 条**

第 2 章から第 6 章の刑罰と掲示に関するその措置およびその執行のために国務院の下した政令に対する違反には、肥料、ワイン、シードル酒、梨、治療用塩水、またはバター取引とマーガリンの製造における不正取締に関する特別法が適用される。これらは、後者の法律が前者の条文に付託する全ての事例において、知的財産法第 L 716 - 12 条と 1851 年 3 月 27 日付の法律による刑罰と措置に置き換えられる。

本法、第 L 217 - 1 条

- ワインに関する法(1889 年 8 月 14 日付法)第 7 条

- ワインの販売の不正に関する法(1891 年 7 月 11 日付法)第 2 条

- ワインの販売の不正に関する法(1894 年 7 月 24 日付法)第 1 条

- ワイン、シードル酒、梨に関する法(1897年4月6日付法)

- n°79-595,耕作の土台と肥料になる素材の検査の団体に関する法(1979年7月13日付法)

1903年1月28日法、第7条と1904年7月18日付法、第2条と第3条によって課される、  
掲示の刑罰が定めた違反に適用される。

#### **第 L 216 - 10 条**

消費者の健康と安全に関する、重大または差し迫った危険を知らせるために、刑事訴訟法、  
第 11 条の措置または職業上の秘密に関する措置は、情報の漏洩の問題に支障をきたすもの  
ではない。

#### **第 L 216 - 11 条**

本巻で定めた違反に対して競争と消費を担当する行政当局は、公訴の動きが始まらない限り、  
大審院裁判所検事正の承認後、国务院の政令によって定められた方法にしたがって、  
和解する権利がある。

大審院裁判所検事正が和解の申請に同意する行為は、公訴の命令を中断する。

違反の行為者が与えられた期日内に和解の同意となる義務を履行した場合、公訴は失効す  
ることとなる。

#### **第 L 216 - 12 条**

食品の安全に係る規則に対して違反が確認された場合、EU規則 n°882/2004 (欧州議  
会と理事会 2004 年 4 月 29 日) 第 28 に規定された追加検査に関する費用は、製品の所有  
者または保持者または違反の責任者の負担であり、その支払方法は命令で定められている。

### **第 7 章 特別条項**

#### **第 L 217 - 1 条**

製造された対象に対して付加、削除または何らかの変更を行なった者は誰でも、また、

製造者本人ではない別の製造者の名称、または当該の対象が制作された製造所とは別の商号、またはその製造所とは別個の場所の名前を添える者は誰でも、第 L 216 - 9 条に規定された罰則を受ける。なお、損害賠償の必要が生じた場合には、その損害賠償の権利を害するものではない。

商人、取次業者または小売業者は誰でも、承知の上で偽のまたは変造した名称を記載した物を販売用に展示し、または流通させた場合、結果として訴訟に服することになる。

#### **第 L 217 - 1 - 1 条**

指針(91/496/CEE)1991 年 7 月 15 日理事会の第 18 条または指針(97/78/CE)1997 年 12 月 18 日理事会の第 2 2 条の適用の決定によって、輸入禁止の製品や規定された命令に対する非遵守製品を販売または無料での供給目的で保持すること、または陳列、販売または無料での供給することは、禁止されている。

#### **第 L 217 - 2 条**

商品の内側にまたは上に添付または加えられた名称、署名、モノグラム、文字、数字、通し番号、エンブレムまたはあらゆる種類の標示を何らかの方法で不正に削除、覆い隠し、変造または修正し、および物理的な方法または電子的な方法でその識別を図る者は誰でも、第 L 213 - 1 条に規定された刑罰に科せられる。主犯の共犯者は、主犯と同一の刑罰に科せられる。

#### **第 L 217 - 3 条**

上記のように変質された商品を承知の上で展示、出品、販売またはその店舗内で所有していることを見つげられる者は、第 L 213 - 4 条の刑罰に科せられる。

#### **第 L 217 - 4 条**

さらに、裁判所は、第 L 216 - 3 条の措置に従って、判決の発表と掲示を命令できる。

#### **第 L 217 - 6 条**

フランスでの販売、出品または売り込み目的で、保持または輸送された天然産物または工業製品の上に、あるいは包装、木箱、包み、封筒、バンド、ラベル等上に記載された商号または商標、名称またはマークについて、その産物または製品が外国産の場合、フランス

で製造された場合、またはフランス産の場合またはあらゆる場合においても、その産物または製品がフランス製であれ、外国製であれ、その実際とは違った由来を信じさせる目的で、その性質を問わず、指示書を使用する者は誰でも、第 L 213 - 1 条に規定された刑罰に科せられる。なお、損害賠償の必要が生じた場合には、その損害賠償の権利を害するものではない。

しかしながら、明らかに似通った特徴を持った製品について、本当の産地表示をする場合、偽の産地の表示が第一巻、第 5 章、第 1 節において保護されている地域的な命名でない限り、この措置は適用できない。

フランス製品に関して商号、販売者の名前と住所は、必ずしも産地の表示とはならない。

#### **第 L 217 - 7 条**

製品上に元々記載されていた表示についての何らかの付加または削除または変更によって、3 行広告、小冊子、案内状、チラシまたは掲示で、送り状または偽の原産地証明書の提示によって、口頭の確認またはいかなる別の方法によって、外国産製品のフランスの産地、またはあらゆる製品に関して、フランス製の場合でもまたは外国製の場合でも実際の産地とは違った由来を信じさせたものは誰でも、第 L 213-1 条に規定された刑罰に科せられる。

#### **第 L 217 - 8 条**

あらゆる工業製品およびいかなる商品の産業および商取引に関する利益の保護の為に 1884 年 3 月 21 日付法に従って組織された全ての組合または職業組合地域連合は、フランス共和国領土の全域において、本章で規定された違反における損害賠償請求者として認められた権利を行使できる。

#### **第 L 217-10 条**

競争・消費・詐欺防止総局官吏の任務遂行を妨害する者は誰でも、抵抗した場合における刑法第 433 - 6 条から第 433-10 条で規定された刑罰の権利を害することなく、本法の第 L 213 - 1 条と第 L 216 - 3 条に規定された刑罰に科される。

第 L 216 - 4 条の措置は、本条で扱う違反に適用される。

#### **第 L 217-10 - 1 条**

第 L 217 - 1 条から第 L 217-10 条に規定した、違反の有罪宣告を受けた個人は、同様に補充刑として、刑法第 131 - 27 条に規定した条項に従って、違反を犯した活動の禁止、または公務の従事または事業活動または社会活動の禁止、または商業または製造分野での活動の禁止、または何らかの立場で、直接的または間接的かを問わず、独立で行なうかまたは他人の責任で行なうかを問わず、商社、製造会社または商事会社の指揮、管理、経営または検査を行なうことの禁止などの禁止刑を受ける。これらの活動の禁止は、併用して命じることができる。

## **第 L 217 - 11 条**

開発者が輸入、製造、加工、流通した動物に由来する製品またはそれを含む食品以外の製品または食品が人の健康に有害である、または輸入、製造、加工、流通した動物に由来する動物用の飼料以外の動物用飼料が危険であると知るにも関わらず、E U 規則 (n°178/2002) 2002 年 1 月 28 日欧州議会と理事会、第 19 条から第 20 条までで取り扱った、撤去と警告の措置を実行しない行為は 4 年の懲役と 75,000 ユーロの罰金を科せられる。

## **第 8 章 行政警察の措置**

### **第 1 節 措置全般**

#### **第 1 小節 捜査権**

### **第 L 218 - 1 条**

第 L 215 - 1 条に記載された官吏は、業務を目的として使用された場所、または役務の提供が行われた場所に、その土地の所有者またはその代理人の立ち会いのもとで、見本の採取を行う目的、あるいは、製品または役務の特性を明らかにする、あるいは危険性を評価できるような全ての情報を、見本の提出を求められた専門職員から収集する目的で、立ち入ることができる。

第 L 215 - 1 条の I に記載された官吏は、その場所に午前 8 時から午後 8 時までの間、それ以外では、製造、生産、加工、梱包、輸送、流通の活動が行われている時間帯に、入ることができる。

その場所が業務用地かつ住居であり、居住者の賛同を得られない場合は、これらの捜査は午前 8 時から午後 8 時までの間にのみ、釈放・拘留を採決する裁判官の許可を得た上で行

われる。

#### **第 L 218 - 1 - 1 条**

第 L 215 - 1 条に記載された官吏は、本条で規定された条件のもと、第 L 215 - 2 条に記載された規則の適用についての監査を行う権限を付されている。それを目的として、官吏は第 L 218 - 1 条で言及された捜査権を行使する。

### **第 2 小節 施設、製品および役務に関する措置**

#### **第 L 218 - 2 条**

本小節で規定された措置は、第 L 215 - 1 条に記載された官吏によって適用される。もしくは法律によって権限を付されていると規定された条件のもとに県知事、パリでは警視総監が、その措置を取る。

#### **第 L 218 - 3 条**

本巻の措置または EC の規定の適用を目的とする規制の違反行為があった場合には、その施設の使用状態が、そこで製造され保管または出荷された製品が公衆衛生と消費者の安全に脅かすまたはその疑いがある場合、第 L 215 - 1 条に記載された官吏は、矯正対策、とりわけ自主的な検査や従業員の研修、工事の実施、清掃作業を強化するよう命令することができる。必要があれば、県知事、パリでは警視総監が操業の全停止または一部停止を言い渡すことができる。

#### **第 L 218 - 4 条**

製品の生産または流通の一般的条件を考慮したうえで、その製品が公衆衛生と消費者の安全を脅かすまたはその疑いがあることが明確な場合、県知事、パリでは警視総監が以下の措置のうち一つあるいは複数の措置を命ずることができる。：流通の停止、回収、リコール、破棄。

しかしながら、製造者が製品の一部は公衆衛生と消費者の安全を脅かさないという証拠を示すことは可能であり、その場合、製品を市場に戻すことができる。付帯費用は製造者の負担とする。

知事命令によって、規定された措置にかかる費用、とりわけ輸送、保管、破棄にかかる費用は製造者の負担とすることを明示する。

製品の一部を取得あるいは譲渡し、販売の一時停止や、回収、リコールの決定を把握している全ての製造者は、製品納入先および譲渡先に通知しなければならない。

#### **第 L 218 - 5 条**

第 L 215 - 1 条に記載された官吏が、ある製品が現行の規定に適合していないことを確認した場合、官吏は指定した期日内に適合させるよう命じることができる。適合が不可能な場合、県知事、パリでは警視総監は指定した期日内に、別の目的での使用、出身国への返送、または商品の破棄を命じることができる。

これらの措置の実行にかかる費用は製造者の負担とする。

#### **第 L 218 - 5 - 1 条**

第 L 215 - 1 条に記載された官吏が、役務の提供が現行の本書が適用する規定に適合していないことを確認した場合、指定した期日内に適合させるよう命じることができる。この適合作業は、役務の提供において消費者が自由に使える製品と設備に関係する可能性がある。重大または緊急を要する危険性がある場合、現行の規定に適合するまで、県知事、パリでは警視総監が役務の提供を中断させることができる。

これらの措置の実行にかかる費用は役務の提供者の負担とする。

#### **第 L 218 - 5 - 2 条**

国内流通の責任者が、第 L 212 - 1 条に基づく点検または検査の正確さを確認できず、人々の安全と健康に関する現行の規定に関して、商品の適合性に疑いのある要素がある場合、県知事、パリでは警視総監は指定した期日内にその者の費用負担で、独立性、資格、公正さが保証された団体による検査を行うよう命じることができる。

規定された検査を受けていない製品に対し、県知事、パリでは警視総監は、国内流通の責任者の代わりに、その者の費用負担で強制的に検査を行わせることができる。

### **第 2 節 放射線照射製品を扱う施設**

#### **第 L 218 - 6 条**

国務院の政令で定義された食品を除いた、人または動物の食用に放射線照射食品を扱う施設は、行政機関の承認の対象となる。

これらの施設は、消費、農業および産業を担当する大臣の命令で定義された条件を満たさなければならない。これらの命令は同様に、承認の権限や停止、または剥奪の条項を明示する。

### 第3節 刑事措置

#### 第L 218 - 7条

第L 218 - 6条で規定された認可なく放射線照射食品の扱いには、禁固1年と15,000ユーロの罰金を科す。同様の行為に関して法人は刑法第121 - 2条で規定された条件下で刑事的に責任があると宣告されることがあり、刑法第131-38条の条項に従って罰金刑に処される。

命じられた本章の措置適用を実行しない行為には、禁固2年と15,000ユーロの罰金を科す。

本条で規定された懲戒の対象となる違反は、第L 215 - 1条に記載された官吏によって、第1編第5章で規定された条件に基づいて確認される。

## 第2編 安全

### 第1章 予防

#### 第L 221 - 1条

製品と役務は、通常の使用条件または専門家によって良識的に予想できる条件において合法的に予期できる安全性があり、人々の健康を脅かすものであってはならない。

本章では、以下のように定義する。

#### 1. 製造者

a) EC内に本拠を置く製品の製造者と、商品に自分の名前、標示または特有の印を明示して製造者と名乗る全ての者、または製品を修理する者。

b) EC内に本拠を置かない製造者の代表者、またはEC内に代表者を持たない場合はその製品の輸入業者。

c) 製品の安全性の特性を変える可能性を持った、流通網に関わる全ての業者。

2. 流通者：その活動が製品の安全性の特性に影響を及ぼさない、流通網に関わる全ての業者。

製造者と流通者は、本章で規定された安全に関するすべての義務を遵守するべくあらゆる措置を講じる。

#### **第 L 221 - 1 - 1 条**

使用前に修理または修繕を必要とするアンティーク品や中古品に関して、納入者が納入先に修理または修繕の必要性を知らせる場合には、本章の措置は適用されない。

#### **第 L 221 - 1 - 2 条**

I 製造者は消費者に、通常または予測可能な使用期間中のその製品固有の危険性を評価する、また適切な警告がなければ消費者が危険性をすぐに認識できない場合には対策を講じるのに有益な情報を供給する。

これらの措置は、本条、第 L 221 - 1 条、第 L 221 - 3 条で記載された他の義務とは関連せずに適用される。

II 製造者は供給する製品の特徴を考慮に入れ、下記の措置を取る。

a) 商品化する製品がもたらす可能性がある危険を知らせる。

b) 市場からの回収、消費者に対する適切で有効な監視、流通している製品のリコールなど、危険を回避するために必要な対策を取る。

とりわけアンケートによる試作、製品または包装における使用法の指示、製造者の身元と住所、製品またはロットのリファレンスによって、これらの措置を講じることができる。これらの指示は、消費担当またはその他関連する大臣の命令によって強制することができる。

#### **第 L 221 - 1 3 条**

製造者または流通者が、消費者向けに流通させた製品が第 L 221 - 1 条の要項に適合していないと分かった場合、管轄の行政当局に早急に通知するとともに消費者に危険性を知らせる手段を明示する。

情報の様式は、消費担当またはその他関連する大臣の命令により定義されている。製造者と流通者は、当然対処すべき危険性を見過ごして、義務を免れることはできない。

#### **第 L 221 - 1 - 4 条**

流通者は、業務上の所有物や品質に関する情報の根幹において、本章で定義した安全性の義務を満たしていないと分かっている製品の供給を自粛しなければならない。

個々の活動の限度内で、流通者は危険を回避するために、製品に付随する危険性に関する情報の伝達、トレーサビリティを保証するために必要な書類の管理と提供、さらには製造者と管轄する行政当局との協力によって、市場に流通する製品の安全性を調査する活動に参加する。

#### **第 L 221 - 2 条**

第 L 221 - 1 条で規定された安全性の義務全般を満たさない製品は、禁止または後に規定する条件により規制される。

#### **第 L 221 - 3 条**

第 L 224 - 1 条で規定された委員会の意見を徴したのちに施行された、国務院の政令は、以下のことを定める。

1° 必要であれば、製品または製品のカテゴリーに応じて、製造、輸入、輸出、供給、販売、無料提供、保管、表示、梱包、製品の流通または製品の使用法が禁止または規制される条件を決める。

2° 製造、加工、輸送、保管、製品の販売に関わる者、または役務の提供を保証する者を監視すべき健康管理・衛生管理の条件を明確にする。

3° これらの製品を市場から回収する、あるいは修繕・一部または全額返金・交換のためリコールすることを命ずることができ、また消費者情報に関する義務を規定することができる。同様に、危険を回避する唯一の方法が破棄の場合は、破棄を命ずることができる。

4° 規則または警告によって安全措置にかかる費用が製造者、輸入業者、流通者または役務提供者の負担となる条件を明確にする。

#### **第 L 221 - 4 条**

第 L 221 - 1 条で規定された、安全性の義務全般を満たさない役務の提供は、第 L 221 - 3 条で提示された条件によって禁止または規制される。

#### **第 L 221 - 5 条**

重大で緊急を要する危険性の場合、消費担当またはその他関連する大臣は、付随する命令により 1 年を超えない期間で、製造、輸入、輸出、製品の無料または有料での供給を停止させ、製品の全面回収と、危険を回避する唯一の方法が破棄の場合は破棄させることができる。同様に警告文の配布、使用前の注意喚起、一部または全額返金または交換のためのリコールを命ずることができる。

同様の条件下で、役務の提供を停止させることができる。

製品と役務の提供が現行の規則に適合していると認められる時は、市場に戻すことができる。

消費を担当する大臣と、場合に応じて、その他関連する大臣は、停止の決定が出されてから遅くとも 15 日以内に関係する専門家を諮問する。同様に認可された国内の消費者団体にも諮問する。

これらの命令は、本条の規定の適用のための安全措置にかかる費用が製造者、輸入業者、流通者または役務提供者の負担となる条件を明確にする。

これらの命令は、同じ手続により、1 年を超えない期間ごとに延長することができる。

#### **第 L 221 - 6 条**

無料または有料での供給の実施のための役務の提供に関連した、重大で緊急を要する危険性の場合、県知事、パリでは警視総監が必要な緊急措置を取る。必要であれば、県知事または警視総監は 2 ヶ月を超えない期間で、役務の提供の停止させることができる。

#### **第 L 221 - 7 条**

消費担当またはその他関連する大臣は、製造者、輸入業者、輸出業者、流通者、役務の提供者に警告して、市場に供給している製品または役務を安全性の規則に適合させ、決めら

れた期間内に、省庁の命令で定められた団体または大臣の指名したリストの中にある、独立性、資格、公正さが保証された団体による検査を実費で受けるよう命ずることができる。

すでに商品化されている製品または役務の提供に関して危険性を示す十分な証拠がある場合、あるいは新しい商品または役務の提供の特性によって危険の回避が確認された場合、消費担当またはその他関連する大臣は、関係する業者を、決められた期間内に、供給する製品または役務の提供を、省庁の命令で定められた団体または大臣の指名したリストの中にある、独立性、資格、公正さが保証された団体による検査を実費で受けるよう命ずることができる。

製品または役務の提供がこの章の適用で規定された検査を受けていない場合、第 L 221 - 1 条の要項を満たしていないとみなされ、大臣は、強制的に第一段落で記載した業者の代わりに、その者の実費で検査の実施を行わせることができる。

#### **第 L 221 - 8 条**

本編で規定された措置は、緊急な場合には第 L 221 - 5 条と第 L 221 - 6 条で規定された措置を除いて、消費者の健康と安全を対象とした EC の規則、または法的に特別な措置が適用される製品や役務の提供に対して適用することはできない。

#### **第 L 221 - 9 条**

第 L 221 - 2 条から第 L 221 - 8 条によって決められた措置は、製品と役務の供給による危険に合わせなければならない。フランスの対外責務の尊重において懸念される安全保証という観点から、これらの措置は危険に備えるまたは消失させるのが目的ではない。

#### **第 L 221-10 条**

第 L 221 - 3 条の適用により制定された政令は、フランス保健製品安全管理局またはフランス食品衛生安全局の見解のもと、製品がその管轄となった際に施行された。これらの見解は公表されている。

第 L 221 - 5 条の適用により制定された命令は、直ちに当局に通知される正式な緊急時を除いて、同じ条項に従って施行される。

#### **第 L 221-11 条**

EC の決定には、EC 規則 2002 年 1 月 28 日付 ( 修正 ) 178/2002 番第 53 条と、製品の一般的安全に関する欧州委員会と EC の要綱 2001 年 12 月 3 日付 2001/95/CE 第 13 条により、本編の適用分野に関する措置が含まれ、第 L 221 - 5 条の実施措置の効力に関しては、同様の扱いとする。

## **第 2 章 適性評価基準**

### **第 L 222 - 1 条**

製品が、消費者の健康と安全を目的として適用される特別な規則に適合している場合、その製品は、第 L 221 - 1 条で規定された安全性の義務全般を満たしているとみなされる。

### **第 L 222 - 2 条**

製品に適用される規準によってカバーされる危険と危険のカテゴリーに関しては、製品の一般的安全に関する欧州委員会と EC の要綱 2001 年 12 月 3 日付 2001/95/CE 第 4 条の適用について EC が欧州委員会の官報で発表された規準を採用した任意の国内規準に適合している場合、第 L 222 - 1 条で規定された安全性の義務全般を満たしていると推定される。

### **第 L 222 - 3 条**

第 L 222 - 1 条と第 L 222 - 2 条で規定された場合以外では、安全性の義務全般への製品の適合性は、とりわけ以下の規準等の要素を考慮に入れながら評価される。

1° 製品の一般的安全に関する欧州委員会と EC の要綱 2001 年 12 月 3 日付 2001/95/CE 第 4 条の適用について欧州委員会の官報で発表された規準以外で、欧州規準を採用した任意の国内規準。

2° 他のフランス規準。

3° 製品の安全性に関する指針を確立している EC の勧告。

4° 関係する分野における、現行の製品の安全に関しての適切な実践ガイド。

5° 知識と技術の現在の状態。

6° 消費者が当然と考える安全性。

## 第4章 消費者安全委員会

### 第L 224 - 1 条

消費者安全委員会は、閣議命令によって任命される委員長と行政裁判所・司法裁判所のメンバーで構成される。さらに法人組織に属する者、国内消費者団体および専門家が参加するが、消費担当大臣がその他関連する大臣の意見を徴して彼らを任命し、危機回避能力が高い人が選ばれている。

消費担当大臣によって任命された政府職員 1 名が事務局を務める。4 日間の委員会討議において、事務局は次回の討議を提案することができる。

### 第L 224 - 2 条

委員会は答申を公表し、製品と役務の供給の安全性に関する危機回避対策改善の為にあらゆる性質の措置を提案する。

委員会は、製品と役務の提供によって生ずる危険に関する全ての情報を研究し調査する。そのため、委員会には第L 221 - 5 条、第L 221 - 7 条および第L 223 - 1 条の適用によってなされた全ての決定事項は直ちに通知される。

委員会は、必要だと判断した情報を公開することができる。

### 第L 224 - 3 条

すべての個人または法人は、委員会に申し立てを行うことができる。申し立て事項に十分な根拠がないと判断された場合、回答を行う理由がないという決定を正式な結論とすることができる。委員会は、その決定を申し立てた者に通知する。

委員会は付託することができる。

所轄の司法機関は、いかなる手続きの状態でも、消費者安全委員会の見解を求めることができる。この見解は、免訴が決定されたか、本案判決が戻された後にしか公表されない。

委員会の付託は、正当な決定により第 L 224 - 2 条の第三段落で規定された措置を適用する場合を除き、委員会が本案の決定を下すまで、または解決済みとするまで非公開とする。

#### **第 L 224 - 4 条**

委員会は、刑法第 226 - 13 条と第 226 - 14 条および労働法第 L 152 - 7 条の措置に関係なく、あらゆる情報にアクセスし、その場で委員会任務の実行に有益とみなされるあらゆる書類を閲覧することができる。

委員長は、正当な決定により、委員会が付託した事柄に関する情報提供が可能な全ての人を召集する、または委員会の構成員や事務局員による聴聞を行う、または行わせることができる。召集された全ての人、自分の選んだ顧問を出席させる権利がある。

委員会は判決を下す前に、緊急な場合を除いて関係者を諮問する。いずれにしろ、関係する専門家の諮問は行う。必要だと判断したら、第 L 221 - 7 条の最終段落に記載された、管轄の科学技術機関の意見を仰ぐ。

任務遂行の為に製造の秘密情報を知る必要がある場合、委員会内で報告者を任命する。報告者は有効な全ての書類にアクセスし、製品と役務の提供に関する危険要素について委員会に報告する。

#### **第 L 224 - 5 条**

委員会は毎年その活動の報告書を作成する。この報告書は、大統領と議会に提出される。官報に公表される。委員会の答申は、答申に対する結果と同様に報告書に添付される。

#### **第 L 224 - 6 条**

委員会の構成員と事務局員は、刑法第 226-13 条または知的財産権法第 L 621 - 1 条で規定された条件において、その任務の為に知り得た事実、契約、情報に関して、職業上の秘密を守るよう強制されている。

### **第 5 章 各種の措置**

#### **第 L 225 - 1 条**

必要な場合は、政令で本編の適用方法を明示する。